


2 禁止地域と禁止物件

県条例では、広告物の表示等が禁止される「禁止地域」及び「禁止物件」を定めています。

2-1 禁止地域(第3条第1項)

広告物の表示等が禁止される地域です。

<ul style="list-style-type: none"> ① 重要文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域 ② 史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域 ③ 県又は市町村指定の重要文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域並びに史跡、名勝、天然記念物の地域又は場所 ④ 保安林 ⑤ 国立公園及び国定公園の特別地域(近隣商業地域及び商業地域を除く) ⑥ 県立自然公園の特別地域 ⑦ 歴史的風土特別保存地区 ⑧ 近郊緑地特別保全地区 ⑨ 特別緑地保全地区 ⑩ 自然環境保全地域 ⑪ 風致地区のうち知事が指定する地域 ⑫ 古墳、墓地、火葬場又は葬祭場 ⑬ 相模川を除く河川区域 	
<ul style="list-style-type: none"> ⑭ 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、知事が指定する地域 <ul style="list-style-type: none"> ・東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路、小田原厚木道路及び東海道新幹線の用地並びにこれらの両外側500m以内の地域 ⑮ 河川、湖沼及び海岸並びにその付近で知事が指定する地域 <ul style="list-style-type: none"> ・相模川の河川区域 ・城ヶ島 ・海岸線から100m以内の地域及び海岸保全区域(海水浴場開設期間中の海水浴場の区域を除く) 	<p>左の地域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域を除く <p>(相模川は一部地域を除く)</p>

2-2 禁止物件(第3条第2項～第5項)

広告物の表示等が禁止される物件です。

<p>広告物の表示等を全面的に禁止(第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 橋りょう(ガード類を含む)、②高架構造物、③トンネル、④信号機、⑤道路の分離帯、⑥道路の防護柵、⑦道路標識、⑧駒止、⑨里程標、⑩街路樹、⑪路傍樹、⑫郵便差出箱、⑬信書便差出箱、⑭電話ボックス、⑮公衆便所、⑯路上に設置する変圧器及び配電器、⑰銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件、⑱消火栓、⑲火災報知器、⑳指定消防水利標識、㉑防火水槽標識、㉒火の見やぐら、㉓送電塔、㉔送受信塔、㉕照明塔、㉖煙突、㉗ガスタンクその他これに類する物件
<p>広告物の直接表示を禁止(第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①石垣その他これに類する物件
<p>貼り紙、貼り札、立看板の表示を禁止(第4項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①電柱、②街灯柱、③消火栓標識、④バス停留所の上屋、⑤植樹帯
<p>広告物の表示を禁止(第5項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①道路の路面